

快適な水環境を次世代に ～ 小竹町 公共下水道 ～

はじめに

水は、わたしたちの暮らしになくてはならないものです。

わたしたちは、くらしが豊かになるにつれ、水を使う量が増え、炊事や洗たくなどで汚れた水を流し、川を汚してきました。

また、わたしたちが流した汚れた水は、においを放ち、ハエや蚊の発生の原因となり生活環境に悪い影響をあたえています。

下水道は、わたしたちが流した汚れた水をきれいな水に再生して川に戻すことで、わたしたちの生活環境が快適になり、自然環境を守る重要な役割を果たしています。

しかし、下水道施設のほとんどはわたしたちの目に届きにくい場所にあるため関心が薄れがちで、その重要性を肌で感じることは難しくなっています。

このパンフレットは小竹町における下水道整備の促進やその十分な活用について理解と関心を深めていただくために下水道の役割やしきみ、受益者負担金制度、排水設備工事の手続き、下水道使用料などについてできるだけわかりやすく説明したものです。

下水道整備の促進、水洗化工事及び下水道施設の維持、管理へのみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

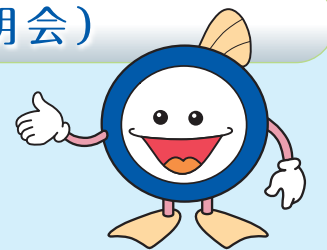
| | |
|----------------------|-------|
| 下水道が使えるまで | 1 |
| 下水道のはたらき・しくみ | 2・3 |
| 下水道が使えるようになったら | 4 |
| 受益者負担金について | 4 |
| 受益者となる人 | 5 |
| 負担金の額は | 6・7 |
| 受益者負担金猶予基準・減免基準 | 8 |
| 受益者申告書の発送から納付まで | 9 |
| 排水設備工事について | 10・11 |
| 下水道使用料について | 12・13 |
| 融資あっせん及び利子補給・補助金について | 14・15 |
| 下水道を正しく使いましょう | 16 |
| 口座振替のお知らせ | 17 |
| 一日でも早く排水設備工事を! | 17 |

下水道が使えるまで



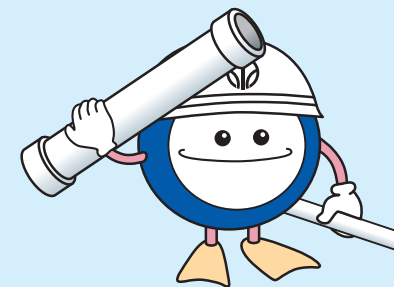
① 地元説明会（事業説明会、工事説明会）

下水道事業や下水道工事の内容について住民のみなさまに事前に説明します。



② 下水道管きよの工事

町が下水道本管の設置工事を行います。



③ 「公共ます設置位置調査票」の記入

町がみなさまに希望する設置位置を調査します。

④ 公共ます設置の工事

町が設置位置の確認を行ったうえで、工事を行います。

⑤ 供用開始の告示（下水道が使える区域をお知らせします。）

下水道が使えるようになります。

⑥ 受益者負担金の申告書を提出してください。

⑧ 排水設備工事を行ってください。

P10.11参照

⑦ 受益者負担金の納付が始まります。

P4～9参照

⑨ 下水道使用料を納めてください。

P12.13参照